

株式交換に係る事後開示書面
(会社法第 791 条第 1 項第 2 号、第 801 条第 3 項第 3 号
及び会社法施行規則第 190 条に定める書面)

2025 年 2 月 3 日

富士電機株式会社
富士電機 E & C 株式会社

2025 年 2 月 3 日

株式交換に係る事後開示事項

神奈川県川崎市川崎区田辺新田 1 番 1 号
富士電機株式会社
代表取締役会長 CEO 北澤 通宏

神奈川県川崎市幸区堀川町 580 番地
富士電機 E & C 株式会社
代表取締役社長 日下 高

富士電機株式会社（以下「富士電機」といいます。）及び富士電機 E & C 株式会社（2025 年 2 月 3 日付けで、富士古河 E & C 株式会社より商号変更。以下「富士電機 E & C」といいます。）は、2024 年 10 月 31 日付で両社間で締結した株式交換契約（以下「本株式交換契約」といいます。）に基づき、2025 年 2 月 3 日を効力発生日として、富士電機を株式交換完全親会社とし、富士電機 E & C を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行いました。

本株式交換に関する会社法第 791 条第 1 項第 2 号、第 801 条第 3 項第 3 号及び会社法施行規則第 190 条に定める事後開示事項は、下記のとおりです。

記

1. 株式交換が効力を生じた日（会社法施行規則第 190 条第 1 号）

2025 年 2 月 3 日

2. 株式交換完全子会社における会社法第 784 条の 2、第 785 条、第 787 条及び第 789 条の規定による手続の経過（会社法施行規則第 190 条第 2 号）

（1）会社法第 784 条の 2 の規定による手続の経過

会社法第 784 条の 2 の規定による請求を行った富士電機 E & C の株主はおりませんでした。

（2）会社法第 785 条の規定による手続の経過

富士電機 E & C は、会社法第 785 条第 3 項並びに社債、株式等の振替に関する法律第 155 条第 2 項及び第 161 条第 2 項の規定に基づき、2024 年 12 月 26 日付で、本株式交換をする旨並びに株式交換完全親会社である富士電機の商号、住所及び買取口座を電子公告により公告いたしました。が、会社法第 785 条第 1 項に基づく株式買取請求を行った富士電機 E & C の株主はおりませんでした。

（3）会社法第 787 条の規定による手続の経過

該当事項はありません。

（4）会社法第 789 条の規定による手続の経過

該当事項はありません。

3. 株式交換完全親会社における会社法第 796 条の 2、第 797 条及び第 799 条の規定による手続の経過（会社法施行規則第 190 条第 3 号）

(1) 会社法第 796 条の 2 の規定による手続の経過

富士電機は、会社法第 796 条第 2 項本文の規定により、本株式交換契約について会社法第 795 条第 1 項に定める株主総会の承認を得ずに本株式交換を行いましたので、会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続について、該当事項はありません。

(2) 会社法第 797 条の規定による手続の経過

富士電機は、会社法第 797 条第 3 項及び社債、株式等の振替に関する法律第 161 条第 2 項の規定に基づき、2024 年 12 月 26 日付で、本株式交換をする旨並びに株式交換完全子会社である富士電機 E & C の商号及び住所を電子公告により公告いたしました。なお、富士電機は、会社法第 796 条第 2 項本文の規定により、本株式交換契約について会社法第 795 条第 1 項に定める株主総会の承認を得ずに本株式交換を行いましたので、会社法第 797 条第 1 項の規定による手続について、該当事項はありません。

(3) 会社法第 799 条の規定による手続の経過

該当事項はありません。

4. 株式交換により株式交換完全親会社に移転した株式交換完全子会社の株式の数（会社法施行規則第 190 条第 4 号）

本株式交換により富士電機に移転した富士電機 E & C の株式の数は、本株式交換により富士電機が富士電機 E & C の発行済株式（ただし、富士電機が所有する富士電機 E & C の株式を除きます。）の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」といいます。）の富士電機 E & C の発行済株式総数から富士電機が所有する富士電機 E & C の株式の数を除外した 4,834,195 株です。なお、上記発行済株式総数は、後記 5.（4）記載の自己株式の消却が行われた後のものです。

5. その他株式交換に関する重要な事項（会社法施行規則第 190 条第 5 号）

(1) 富士電機は、会社法第 796 条第 2 項の規定により、本株式交換契約について会社法第 795 条第 1 項に定める株主総会の承認を得ずに本株式交換を行いました。なお、会社法第 796 条第 3 項の規定に基づき、本株式交換に反対する旨を富士電機に通知した富士電機の株主はおりませんでした。

(2) 富士電機 E & C は、会社法第 783 条第 1 項の規定により、2024 年 12 月 26 日開催の臨時株主総会の決議によって、本株式交換契約の承認を得ております。

(3) 富士電機 E & C の普通株式は、株式会社東京証券取引所スタンダード市場において 2025 年 1 月 30 日付で上場廃止となりました。

(4) 富士電機 E & C は、2025 年 1 月 29 日開催の取締役会の決議に基づき、基準時の直前の時点をもって、基準時の直前の時点において、富士電機 E & C が所有していた自己株式 34,181 株の全てを消却いたしました。

(5) 富士電機は、本株式交換により、基準時の富士電機 E & C の株主（ただし、富士電機を除きます。）に対して、その所有する富士電機 E & C の普通株式 1 株につき富士電機の普通株式 0.93 株の割合をもって、富士電機の普通株式を割当交付いたしました。なお、富士電機が割当交付した富士電機の普通株式の合計は 4,495,801 株であり、その全てを富士電機が保有する自己株式により充当したため、新たな株式の発行は行っておりません。

(6) 本株式交換に伴い増加した、富士電機の資本金及び準備金は、以下のとおりです。

- ① 資本金 : 0 円
- ② 資本準備金 : 会社計算規則第 39 条に従い富士電機が別途定める額
- ③ 利益準備金 : 0 円

以上